

令和3年5月26日

告示

これまで、公式計量におけるオーバーウエイトに関しては、『オーバーウエイト（体重超過）に関する規程（平成30年9月14日付）』に基づき運用してきたが、令和3年6月1日より同規程を下記の通り改定する。

記

【改定内容】

『オーバーウエイト（体重超過）に関する規程（平成30年9月14日付）』に下記条項を追加する。

3. 上記一、1. 及び2. ①に基づき試合を中止する場合以外に、公式計量を行わず（計量会場に現れない場合を含む）、試合3日前以降に体重超過が明らかな理由（減量失敗による体調不良を含む）により試合が中止となった場合。
 - ・上記二、1. （1年間のライセンス停止処分等）に準ずる。

【改定理由】

これまでの規定では、公式計量における体重超過が契約体重の3%以上もしくは未満により、それぞれペナルティー及び処分を規程していたが、近時、公式計量をせず（計量器に乗らず）直前での試合キャンセルが急増していることから、公式計量の実効性を担保する意味において、体重調整の失敗による試合キャンセル全般を、体重超過と同様のペナルティー及び処分とする。

【適用】

令和3年6月1日

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション